

「地域貢献活動促進イベント企画・運営事業」

委託仕様書

1 目的

地域貢献活動を行う NPO 等の団体（以下、「活動団体」）は、持続的な活動の実施に向けて、資金、人材、ノウハウ等の面で多様な課題を抱えている。

本業務では、活動団体間の情報共有及び連携を促進する交流機会の創出に加え、地域貢献活動に関心のある個人と活動団体とのマッチングを行い、インターンシップ等への参加機会を提供することで、活動団体の人材確保及び活動基盤の強化を支援する。

2 業務内容

以下のイベントの企画・運営を行う。

（1）地域貢献活動団体等交流会（以下、「交流会」）

開催時期：2027 年冬頃に 1 回

会場：多様な参加者が参加しやすい場所を企画提案すること

内容：①活動団体同士の交流会の実施。

②活動団体と地域貢献活動に参加したい個人のマッチングの実施。

参加者：〔活動団体〕神戸市地域貢献活動補助金採択団体を含めた公募

〔個人〕地域貢献活動に関心のある個人を公募

（2）活動団体によるインターンシップ等受入支援

開催時期：交流会終了後～2027 年 3 月まで

内容：交流会でマッチングした個人を対象に、活動団体が参加受入型インターンシップ等を実施。各団体のインターンシップ等実施に係る支援や実施状況の管理を行う。

参加者：交流会の参加者のうちインターンシップ等希望者

3 成果指標（KPI）

以下を踏まえ、具体的な指標を提案・設定すること。

（例）：参加者数、参加活動団体数、マッチング件数、団体・参加者の満足度、継続的支援意向件数など

4 業務実施にあたっての補足事項

- ・参加者の募集にあたっては、幅広く広報等を実施し、参加者確保に努めること。必要に応じて市のネットワークを活用することも可能。（「ぼらくる」「シニア元気ポイント」登録者等）
- ・本事業への参加費は無料とする。
- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととする。ただし、会場使用料については市が負担する。
- ・交流会における活動団体同士の交流会では、効率的に多くの団体との交流が図れるよう工夫すること。
- ・交流会におけるマッチングでは、効率的に個人参加者が活動団体の情報を収集できるよう工夫を行うこと。また、積極的に若い世代（働き世代や学生など）の参加促進に努めるとともに、今後の参加促進に向けて、参加動機等の把握・分析を行うこと。

- ・その他、プログラムの内容等については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、市と協議の上決定すること。

5 連絡調整

- ・本委託業務は、共同事業体（コンソーシアム）での受託も想定されるほか、必要に応じて市が実施する他の事業との連携も考えられることから、市による日程調整に基づき、情報交換を兼ねた報告会議を、契約期間終了までの間に2回以上開催することとする。
- ・業務を受託する事業者においては、報告会議への参加を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

6 業務報告

- ・契約期間終了後、すみやかに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、対応団体数及び個人数、委託業務を通じた成果・課題
 - 参加した地域団体及び人材へのアンケート結果
 - 委託業務実施による効果等
 - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ・トラブルが生じた場合は対応策を講じるとともに詳細を市に報告すること。

7 委託事業費（契約上限額）

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

8 契約期間

- ・契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

9 その他

（1）再委託

本業務の再委託は禁止とする。

（2）著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

（3）秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（4）記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。なお、仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的を達成するために合理的に必要と認められるものについては、本業務に含まれるものとする。

（5）第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>